

防災基本計画修正（令和5年5月）：災害ケアマネジメント

災害ケアマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組。この「災害ケアマネジメント実施の手引き」が3月に公表されています。

災害ケアマネジメントの効果

- (1) **災害関連死の防止** 災害関連死は、地震による家屋倒壊など直接的被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡することをいうとされている。東日本大震災における「震災関連死3」は、令和4年3月31日時点で3,789人にも上るとされる。また、熊本地震においては、「市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの」は令和3年3月末時点で218人とされており死者全体の273人の約8割を占めている。アウトリーチにより被災者の状況を積極的に把握することで、高齢者、障害者（児）、生活困窮者等リスクの高い被災者を必要な支援につなぐことができるため、災害ケアマネジメントは、災害関連死を減らす一助になると考えられる。
- (2) **避難所以外への避難者への対応** 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、在宅、ホテル等の活用や親せきや友人の家等、避難所外への避難が選択肢の一つとなっている。また、障害や難病を抱えている等により、避難所に避難できない被災者もいる。避難所は、個々の事情により避難所以外へ避難した被災者への情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして運営されている。
一方で、**在宅避難者等**は、実態上その状況把握が難しく、支援の手が届かない場合も想定される。災害ケアマネジメントは、アウトリーチにより被災者の状況を把握し、必要な支援を検討・実施するものであり、避難所以外への避難者への対応としても有効である。
- (3) **支援漏れの防止** 被災者の中には、支援制度を利用するための申請手続きが困難である者やそもそも支援制度に関する情報が届いていない者がおり、適切な支援が受けられていない場があることが指摘されている。こうした支援漏れの防止のためには、アウトリーチにより、支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの課題を把握し、課題に応じた支援策や必要な情報を提供することが有効である。また、災害に起因する課題を抱える者についても、早期にその状況を把握することで適切な支援につなげることが可能である。
- (4) **被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等** 災害ケアマネジメントの実施により、被災者の自立・生活再建期間の短縮、早期課題の発見による重症化の防止等の効果も期待される。また、被災者が早期に平時の生活に戻ることは、地域経済のみならず、地域社会の活力の早期の回復・活性化にもつながる。災害ケアマネジメントは、被災者の自立・生活再建の方向性を丁寧に聞き取り、被災者の意向を踏まえた支援を行うものであり、孤独孤立の防止や心のケアにも資するものであるほか、この取組を丁寧に行うことで、まちの再生やコミュニティ維持といった点においても地域住民の意向が反映され、よりよい復興の実現にも貢献するものである。
- (5) **その他留意点**
 - ① 自立・生活再建の主体について 自立・生活再建の主体は被災者であり、災害ケアマネジメントは、被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するものであるから、その実施にあたっては被災者の意思を最大限尊重することが必要であり、行政側からの押し付けとならないよう十分配慮する。他方で、支援がなければ生活が困難であるような被災者に対しては、訪問を継続的に行い、支援についての合意形成を図るよう努めることが必要である。
 - ② 災害ケアマネジメントを委託する場合について 災害ケアマネジメントの実施にあたって、取組の一部を社会福祉協議会やNPO等に委託することも想定される。行政の職員に限られるなか、専門的な知識

やノウハウを有する団体等に委託することは、効率的な実施に資するものであるが、その場合であっても災害ケアマネジメントの全体をコントロールするのは行政であり、適切に災害ケアマネジメントを実施するとともに、民間では把握できない情報の収集・提供や様々な行政権限の行使等、必要な業務を行わなければならないことに留意する